

上峰町立学校 I C T利活用教育等推進業務委託 仕様書

1 委託業務名

上峰町立学校 I C T利活用教育等推進業務委託

2 実施期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

3 委託事業の内容

上峰町立小中学校（以下「町立学校」という。）における I C T利活用教育等推進のため、教職員等及び児童生徒が安心して学習活動等に集中できるよう、I C T機器を利活用した教育業務全般に関するサポート体制を構築する。

4 委託業務の内容

受注者は、町教育委員会が目指す教育方針に理解を示し、その運営や活動を支援しようとする意欲と熱意をもって、次に定める町立学校の I C T利活用教育等推進に係る業務を実施する。

(1) I C T推進員の配置

- ・ 本業務における I C T推進員の配置人員は、1名とし、その業務を実施する場所は、上峰町教育委員会事務局（上峰町大字坊所319番地4）、上峰小学校（上峰町大字坊所651番地）及び上峰中学校（上峰町大字坊所2659番地）とする。
- ・ I C T推進員は、教育現場における礼儀やマナー等を遵守できる者を配置すること。
- ・ I C T推進員は、(2)の業務内容に対し、教職員及び児童生徒への積極的な支援・提案ができる者を配置すること。
- ・ I C T推進員の配置条件は、原則月20日、平日7時間45分配置とし、配置時間を8時30分から17時15分とする。ただし、学校行事等により土、日曜日に勤務を依頼することがある。

(2) I C T推進員の業務内容

- ・ I C T機器を活用した授業支援及び放課後補充学習支援
- ・ I C T機器やソフトウェアの設定及び操作
- ・ I C T機器やソフトウェアの設定及び操作の指導
- ・ I C T機器やソフトウェアの効果的な活用へのアドバイス
- ・ I C T機器の簡単なメンテナンス
- ・ 必要なデジタル教材やソフトウェアの紹介

- ・ デジタル教材作成の支援
 - ・ 個人情報等の校務情報のセキュリティー管理、運用の支援
 - ・ 学校ホームページ更新の支援
- (3) ICT推進員の雇用及び管理等業務
- ・ 受注者は、ICT推進員の管理監督、日程調整や指示・指導・助言・研修、効果的なICT利活用等推進に関する町立学校への提言等を行い、町立学校ICT利活用教育等推進に向けた施策の方向付けと実施継続に繋げていくこととし、具体的には以下の業務を実施する。
 - ・ ICT推進員の配置の日程調整・管理
 - ・ ICT推進員の業務状況の把握
 - ・ ICT推進員に対する業務上の指示・指導・助言
 - ・ ICT推進員に対する研修の企画・実施
 - ・ ICT推進員の適切な配置や効果的な活用に関する指導・助言・効果の測定
 - ・ ICT推進員のためのヘルプデスク業務
 - ・ 発注者との毎月1回の定例会（活動報告や意見交換を行うこと）
この定例会には必要に応じて学校関係者が参加するものとする。
 - ・ 以上の業務を行う上で、管理業務担当者1名を従事させること。この1名は、受注者の正社員であること。
 - ・ ICT推進員のサポートをするにあたり、「業務の見える化」「業務の細分化」「情報共有」の3点をデータで蓄積でき、目的に合わせたデータを抽出することができること。
- (4) その他の付随業務
- 受注者は、本業務のほか、これに付随する一切の業務を行うものとする。

5 実施状況報告書の作成

毎月の業務終了後、翌月7日までに実施状況報告書を作成し、発注者に提出すること。

6 守秘義務及び個人情報保護

- (1) 受注者は、業務を通じて知り得た発注者の業務上の秘密及び参加者の情報を、業務期間中であるかどうかに関わらず、第三者に漏えいしてはならない。
- (2) 受注者は、本事業に係る情報と他の情報を明確に区別して、本事業以外に使用しないこと。
- (3) 個人情報保護のための体制を整えること。上峰町個人情報保護条例（平

成 18 年 9 月 21 日 条例第 36 号)、上峰町個人情報保護条例施行規則 (平成 18 年 9 月 21 日規則第 20 号) に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

7 その他

- (1) 受注者は、本事業の実施にあたり、町教育委員会及び学校との密な連携に努めること。
- (2) 受注者は、本事業の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に万全を期すこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び変更せざるを得ない事項については、町教育委員会と協議し、決定した事項に従い行うこと。